

## 今井町の民家調査(2)

1969年度建造物研究室・平城宮跡発掘調査部の調査 2

建造物研究室では、昨年度から奈良県橿原市今井町の民家を調査している。本年度は、昨年度の調査地域(木町通・御堂筋)の北に隣接する中町・大工町・八幡町・西新町で実施し(第1図)、対象とした209軒のうち87%にあたる182軒について調査できた。調査内容は昨年とほぼ同様であるが、このほか、坪庭あるいは露路ともいべき庭をもつ家の配置図を作り、また、町並の一部について、ファサード(正立面)撮影を試みた(第2図)。

調査した家は、ごく最近の新築になったもののほかは、いずれも改造をうけていた。これらについて改造前の旧状を復原すると、その大多数は通庭をもつ形式であって、通庭にそって片側に室を1列(2~3室)、あるいは2列(4~6室)に配している。今回の調査で復原した、103軒について前回の報告にしたがひ、室数によって二間取・三間取などと区別する

軒	
二間取	50
三間取	27
四間取	12
五間取	3
六間取	11
計	103

と、右にしめすように、小規模な家が7割を越えており、二間取が約半数を占め、三間取がこれに次いでいる。これは、昨年の調査区域で三間取が最も多く、六間取など規模の大きな家も比較的多かったことは異った傾向である。

ここで住宅として、多くの問題をかかえている小規模な家、とくに二間取について検討することにしよう。

二間取の家(第3図)は、間口4~6m、奥行5~8<sup>(2)</sup>mほどで、通庭(幅2~3m)と2室(3~6畳)を配しており、通庭をふくめて30㎡前後の面積である。1戸建はすくなく、2~5軒の長屋が多い。また持家ではなく借家が大部分を占め、いわゆる借家普請で、古材を用いて建てた建物が多い(第3図)。

通庭と2室の使い方をみると、まず通庭は、家の出入口であって、表の道路から、家の裏に通じる通路である。通庭の表半部は、壁にそって下駄箱・物入などを置く収納部にも使う。その奥半部は炊事場となっている。つぎに2室のうち、表側の室(ミセ)は作業をする空間であり、日常の接客の場である。奥の室(オク・ザンキ)は食事をとり、家族がだんらんする場である。両室ともに、夜は寝室に変わる。二間取では、このように食寝分離ができない。

二間取の家がかかえている最も大きな問題は、当然ながら室数がすくなく、せまいことであって、家族が多い場合は、生活様式の近代化(個室の確保・炊事場の改善・テレビなど耐久消費材の増加など)につれて破綻をきたし、とくに深刻である。

第1図 今井町民家調査区域 図の中央上の↓の部分の取りを第3図にしめた

第2図 ファサード(正立面)撮影の1例

第3図 二間取の四軒長屋の平面図

これに対しては、つぎのような増改築をおこなって対処している。1) 屋根裏(ツツ)に個室を作る。この例は多い。2) 通庭の一部にユカを張り、室にする。炊事場・食堂にする例が多い(第3図B)。3) 背面に台所・個室を増築する(第3図A)。主屋からすこし離して、個室・台所・座敷などを作る(第3図D)。4) 長屋の場合、2軒分、3軒分を1世帯で使う。5) 2階建てに新築する。以上いずれの場合も、ユカ面積を拡げる努力をはらっている。この反面、増築しない場合は、空家になったり、老人だけで住むという例もある。面積の拡大は、必ずしもスムーズにおこなわれるわけではない。資金の問題・家主との関連・敷地の広さなどと関係するからである。また、通庭にユカを張るにしても、実施しにくい理由がある。通庭の使い方については、先にのべた。今井町にかぎらず、道路に面して敷地の間口いっばいに建つ町家では、通庭は、従来すくなくとも、1) 汲取人の通路、2) 七足で炊事作業をしなければならないという給水や台所の設備、3) 表の道路と家の裏との通路などの役目をもっていた。このうち、現在2)は上水道やプロパンガスの普及によって問題がなくなっているが、水洗便所がまったく普及していないこの町では、1)は未解決の問題として残っている。しかし、通庭に張ったユカの一部をあげて通路にできるような工夫がみられる。3)に対しては張ったユカの上を通路とすることによって耐えている。

つぎに、二間取に1室を増築してできた三間取(仮称、増築三間取)と最初から三間取であったものと比較してみよう。後者の三室は表側からミセ・ナカノマ・オクとよばれている。オクは通庭との境を壁で仕切り、トコ・仏壇を構えることが多く、接客座敷としての性格が強い。また寝室としても使われる。これに対し増築三間取では、オクは前述のように台所・個室であり、接客座敷とはならない。こうみると、同じ三間取であっても、増築三間取は、最初からの三間取とは別な発展過程をたどっていることがわかる。

以上、かかげたように二間取は借家の代表的な間取であって、多くの問題をもっている。このような家を、現在の生活を容れながら保存するためには、六間取など規模が大きく余裕のある家を対象とする場合とはちがって、おのずから異なった方法が必要となろう。

註 1 「今井町民家調査の概要」1 (『奈良国立文化財研究所年報1969』1969.12)。

2 大部分の家は京間によって計画されている。京間1間=1.97m。

(宮沢智士)